平成２７年（フ）第２３２８号
大阪市浪速区敷津西２丁目９番２―301号
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５９号
大阪府吹田市金田町24番10号
債務者　大江　　茜
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９４０号
大阪市東成区大今里南５丁目20番13号
債務者　高島美代子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９８７号
大阪府豊中市服部西町２丁目７番８号307号
債務者　島野　常司
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０１３号
大阪府八尾市宮町１丁目３番８号
債務者　出口　誠治
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０４３号
大阪府寝屋川市東神田町30番１号
債務者　宮川有公子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０８３号
大阪府豊中市庄内東町２丁目７番17―613号
債務者　佐々木　章
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１２４号
大阪市東住吉区桑津５丁目10番31号ひかり第５ハイツ703号
債務者　中山　愛子（旧姓正島）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１４３号
大阪市都島区都島中通２丁目２番18号都島マンション102号
債務者　讃井　三枝
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１６６号
大阪府東大阪市荒川３丁目７番31号　荒川ハイツ　101号
債務者　土井　昌明
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７５号
大阪市西成区天下茶屋１丁目16番14号
債務者　田中　政治
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９２号
大阪府寝屋川市葛原２丁目５番20号（302号）
債務者　淺田　秀子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９８号
大阪市西区川口２丁目３番26―1405号、前住所大阪市福島区福島４丁目２番69号　グレイスコート堂島501号
債務者　酒谷　佳代
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２０３号
大阪府大阪市西成区旭１丁目11番12号フクハナハイツ103号
債務者　黒田　光夫
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２０４号
大阪府大東市津の辺町21番７号、前住所大阪府守口市金田町１丁目13番５号
債務者　余﨑　慶子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２１１号
大阪府八尾市太田新町３丁目88番地の１、前住所大阪府八尾市南太子堂４丁目３番17号
債務者　加藤　忠昭
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２０号
大阪府豊中市上新田３丁目１番２―206号
債務者　桶谷　桂子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２２号
大阪市鶴見区今津北４丁目３番18号
債務者　白川優子こと　車　　優子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部